

社労士への業務委託



貴社において、人事・労務関係でお困りではありませんか？
毎年のように変わる労働関係諸法令、社会保険制度の変更に対応していますか？

「社会保険労務士」は、事業主の力強いパートナーです。

顧問契約のメリット

◎ 労働及び社会保険の専門家である「社労士」が手続きを代行、またはアドバイスいたします。
採用から退職までの様々な諸手続きや労務問題で経営者が頭を悩ますことを無くします。

そのほか・・・

- ◎ 経営労務に関する情報誌「庄司茂事務所便り」、メールマガジン「人事労務最新情報」の無料購読
- ◎ 連絡ツール「マイ顧問 (My komon)」により 24 時間無料受付
- ◎ 当社主催セミナー・講演会・相談会の無料・優待参加
- ◎ 従業員の「適性診断」を無料で実施
- ◎ 就業規則等、諸規定の作成支援割引サービス
- ◎ 評価制度・人事制度・賃金制度・退職金制度等の導入支援割引サービス
- ◎ 社内研修・セミナー等の割引サービス

このように様々なサービスにより、貴社の経営を支援いたします。

<庄司茂事務所 手続顧問料金・相談顧問料金 (月額・税込)>

従業員数	手続顧問	相談顧問
9人以下	16,500円	16,500円
10~19人	22,000円	16,500円
20~29人	33,000円	16,500円
30~49人	44,000円	16,500円
50~69人	55,000円	22,000円
70~99人	66,000円	22,000円
100人以上	77,000円~	33,000円~

従業員数	手続顧問 相談顧問
9人以下	19,800円
10~19人	25,300円
20~29人	38,500円
30~49人	49,500円
50~69人	66,000円
70~99人	77,000円
100人以上	88,000円~

- 手続顧問・相談顧問ともに原則として来所、TEL、Web、メール等での対応となります。
- 有資格者の定期訪問又は不定期訪問をご希望の場合は別途お見積りさせていただきます。
- 来所、TEL、Web、メール等の回数制限はありません。※ご来所の際は事前にご予約ください。
- 所在地、支店数・窓口担当者数等により価格が変わることがあります。
- 建設業及び健康保険組合・厚生年金基金加入の事業所については、左記金額に最大 100%の範囲内で加算いたします。
- 業務内容・手続範囲については裏面参照。
- 給料計算も併せてご希望の場合は、顧問先価格にてご提案させていただきます。
- 100人以上の会社様については、別途お見積りさせていただきます。



<庄司茂事務所 顧問手続範囲>

分類	手続名	業務内容
社会保険 関連	社会保険 資格取得届	入社時、契約変更時の健康保険・厚生年金の加入手続き
	社会保険 資格喪失届	退社時、契約変更時の健康保険・厚生年金の脱退手続き
	健康保険 扶養異動届	健康保険上の被扶養者の加入、脱退等の諸手続き
	賞与支払届	社会保険上の賞与額の申告手続き
	月額変更届	賃金変更時における社会保険料の変更手続き
	氏名・住所変更	被保険者の氏名や住所の変更手続き
	健康保険証再交付	健康保険証紛失等による再発行手続き
	年金手帳再交付	年金手帳紛失等による再発行手続き
	傷病手当金・出産手当金(※)	傷病・出産に伴う休業給付の請求手続代行
	療養費(※)	健康保険への治療費の請求手続代行
	育児休業保険料免除	育児休業時の社会保険料免除手続き
	事業所変更届	名称、住所等の変更に伴う届出
雇用保険 関連	雇用保険 資格取得届	入社時、契約変更時の雇用保険の加入手続き
	雇用保険 資格喪失届	退社時、契約変更時の雇用保険の脱退手続き
	離職証明書(離職票)	退社時の離職証明書(離職票)の発行手続き
	氏名変更	被保険者の氏名変更手続き
	求人票	ハローワークの求人更新手続き(新規求人を除く)
	高年齢雇用継続給付(※)	60~65歳の方を雇用継続するにあたっての給付申請手続き
	育児休業給付申請(※)	育児休業に伴う給付の申請手続き
	事業所変更届	名称、住所等の変更に伴う届出
労災保険 関連	死傷病報告	業務上の事故が起こった際の届出
	療養(補償)給付請求(※)	労災により指定病院で治療をうける場合の届出書類の作成
	療養の費用請求(※)	労災により自費で治療を受けた場合の治療費請求手続き
	休業(補償)給付請求(※)	労災で4日以上の上の休業が発生した場合の所得補償の申請手続き
	事業所継続一括申請	同一の事業を行う事業所・店舗の労働保険料の一括手続き
	一括有期事業報告書	元請となった工事(有期事業)の届出
	事業所変更届	名称、住所等の変更に伴う届出
労働基準 関連	時間外・休日労働時間に関する協定(三六協定)	時間外労働、休日労働に関する協定作成、届出手続き
	1年単位の变形労働時間制に関する協定	1年単位の变形労働時間制を採用する場合の届出手続き

(※) 対象の方の委任を受けて行う手続きになります。

<顧問料金範囲外の手続>

- ・社会保険 算定基礎届
 - ・新規適用手続
 - ・労働保険料申告(年度更新)
 - ・就業規則ほか諸制度の改定
 - ・各種調査の立会い
 - ・第三者行為災害手続
 - ・障害給付申請
 - ・助成金手続
 - ・給与計算業務
 - ・あっせん代理
 - ・研修講師派遣
- これらの手続きもしくは表にない手続きを行う場合には、その都度費用を確認いたします。

<事務所案内>

神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 6F
TEL: 078-361-2031 FAX: 078-361-2035

姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田 4 丁目 36 番地 マサミビル 3F
TEL: 079-286-5030 FAX: 079-286-5040

0120-66-8050 (FAX) 0120-38-3399



社会保険労務士法人
庄司茂事務所